

マイナンバーカードを健康保険証として はじめてご利用になる方へ

初回のみマイナンバーカードの**健康保険証利用の申込**が必要です！

申込方法 1. 顔認証付きカードリーダーで申込

本日から利用の場合

顔認証付きカードリーダーに
マイナンバーカードを置く

マイナンバーカードを
保険証として登録する
ボタンを選択

申込完了！



マイナンバーカードを
保険証として登録しますか？

登録せずに終了

登録する

※上記画面はイメージです。実際の操作画面とは異なる可能性があります。

医療機関・薬局でできますが、
申込完了までに少しお時間を
いただく場合があります。



申込方法 2. スマートフォンで申込

事前のお申し込みを
お勧めします！

スマートフォンに
「マイナポータルAP」を
インストールする

「マイナポータルAP」を
起動する

「申し込む」をタップし、
マイナンバーカードを
読み込み、申込完了！

iPhone



Android



このボタンを
タップ

※マイナンバーカード読取対応の
スマートフォンが必要です。
※利用規約等の確認・同意が必要です。
※数字4桁の暗証番号が必要です。

申込方法 3. セブン銀行のATMで申込

全国のセブン銀行のATMでも申込が可能です。お近くのセブン銀行ATMでお手続きください。

利用規約はWEBサイトでも確認できます！

利用規約は裏面をご確認ください

マイナポータル 利用規約

検索

マイナポータル（以下「本システム」という。）が提供する各種サービスを利用された方は、下記の利用規約に同意したものとみなします。

記

（目的）

第1条 本利用規約は、内閣府番号制度担当室が運営する本システムの利用に関し、システム利用者に同意していただくことが必要な事項を定めることを目的とします。

（定義）

第2条 本利用規約で使用する用語の定義は、次の各号のとおりとします。

- 「マイナポータル」とは、やりとり履歴、あなたの情報、お知らせの表示や子育てワンストップ等の各種情報提供、電子申請等のサービスを提供するウェブシステムをいいます。
- 「システム利用者」とは、本システムを利用して本システムが提供する各種サービスの利用を行う者をいいます。
- 「利用者証明用電子証明書」とは、マイナンバーカードに格納され、マイナポータルにログインした者が、利用者本人であることを証明する電子証明書をいいます。
- 「利用者フォルダ」とは、システム利用者本人及びその代理人だけが利用できる、システム上の一時的なデータ格納場所をいいます。

（システム利用者の責任）

第3条 システム利用者は、自己の責任と判断に基づき本システムを利用し、本システムの利用に伴って取得した以下の情報及び利用者フォルダを適切に管理するものとし、内閣府番号制度担当室に対しいかなる責任も負担させないものとします。

- やりとり履歴
 - あなたの情報
 - お知らせ
 - その他、システム利用者が閲覧、取得し管理している電子情報
- 2 システム利用者は、本システムに関する法令（法令の規定により定める事項を含みます。以下同じ。）及びマイナポータルウェブサイト（<https://myna.go.jp>）に掲載する事項に従って、本システムを利用するものとする。

（アカウント登録に当たりシステム利用者が内閣総理大臣に対して同意する事項）

第4条 システム利用者が、本システムにアカウント登録する場合、内閣総理大臣に対して次に掲げる事項について同意したものとみなします。

- 地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）に対して、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。）第30条の32の規定による自己の本人確認情報（住基法第30条の6に規定する本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コードの開示請求（以下「開示請求」という。）を行うことを委任すること。
- 前号の開示請求について、自己の本人確認情報の開示先を総務大臣とすることとして機構に対して開示請求を行うこと。
- 前二号の規定による開示請求のために、システム利用者に係る認証業務情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号。以下次項において「公的個人認証法」という。）第44条に規定する認証業務情報をいう。以下同じ。）を機構において利用すること。
- 内閣総理大臣は前項の開示請求を行うに当たって、システム利用者が本システムにログインする際に利用した利用者証明用電子証明書の発行の番号（公的個人認証法第26条の規定により利用者証明用電子証明書に記録された事項をいう。以下同じ。）を利用するものとする。

（アカウント登録に当たりシステム利用者が機構に対して同意する事項）

第5条 システム利用者が、本システムにアカウント登録する場合、機構に対して前条の規定による開示請求に係る本人確認情報の開示を電磁的記録により行うことについて同意したものとみなします。

（健康保険証利用登録申請に当たりシステム利用者が内閣総理大臣に対して同意する事項）

- システム利用者が、健康保険証利用登録申請する場合、内閣総理大臣に対して次に掲げる事項について同意したものとみなします。
- 機構に対して、住基法第30条の32の規定による自己の本人確認情報のうち住民票コードの開示請求を行うことを委任すること。
- 前号の開示請求について、自己の本人確認情報の開示先を総務大臣とすることとして機構に対して開示請求を行うこと。
- 前二号の規定による開示請求のために、システム利用者に係る認証業務情報を機構において利用すること。
- 社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）に対して、システム利用者の健康保険の被保険者番号及び保険者名の開示請求を行うことを委任すること。
- 前号の開示請求について、開示先を内閣総理大臣とすることとして支払基金に対して開示請求を行うこと。
- 前号の規定により開示を受けた被保険者番号及びシステム利用者が本システムにログインする際に利用した利用者証明用電子証明書の発行の番号を、支払基金に提供すること。
- 前二号の規定により開示を受けた保険者名を、保険者ごとの健康保険証利用登録の件数を把握するために利用すること。
- 機構に対して、システム利用者の利用者証明用電子証明書の発行の番号を送信すること。
- 内閣総理大臣は前項の開示請求を行うに当たって、システム利用者が本システムにログインする際に利用した利用者証明用電子証明書の発行の番号を利用するものとする。

（健康保険証利用登録申請に当たりシステム利用者が機構に対して同意する事項）

- システム利用者が、健康保険証利用登録を申請する場合、機構に対して次に掲げる事項について同意したものとみなします。
- 前条の規定による開示請求に係る本人確認情報の開示を電磁的記録により行うこと。
- 前条第八号の規定によるシステム利用者の利用者証明用電子証明書の発行の番号の送信を受けた場合に、当該利用者証明用電子証明書の発行の番号を利用して、当該利用者証明用電子証明書の発行以前に当該システム利用者に対して発行された利用者証明用電子証明書の発行の番号（以下「旧番号」という。）を探索すること。
- 前号の探索の結果、旧番号が存在する場合には、旧番号を内閣総理大臣に送信すること。
- 前号の探索の結果、旧番号が存在しない場合には、その旨を内閣総理大臣に送信すること。

（健康保険証利用に当たりシステム利用者が支払基金に対して同意する事項）

第5条の4 システム利用者が、健康保険証利用のために、当該利用者証明用電子証明書を支払基金に送信する場合、支払基金に対して、支払基金によるシステム利用者の健康保険証利用登録の有無の確認及び当該利用者が過去に登録している場合の健康保険証利用の登録情報更新のために、機構にシステム利用者の利用者証明用電子証明書の発行の番号を送信することについて同意したものとみなします。

（健康保険証利用に当たりシステム利用者が機構に対して同意する事項）

- システム利用者が、前条の規定により、当該利用者証明用電子証明書を支払基金に送信する場合、機構に対して次に掲げる事項について同意したものとみなします。
- 前条の規定による利用者証明用電子証明書の発行の番号の送信を受けた場合に、当該利用者証明用電子証明書の発行の番号を利用して、旧番号を探索すること。
- 前号の探索の結果、旧番号が存在する場合には、旧番号を支払基金に送信すること。
- 前号の探索の結果、旧番号が存在しない場合には、その旨を支払基金に送信すること。

（アカウントを再度発行する場合の準則）

第6条 住民票コードの記載の修正、利用者証明用電子証明書を再度発行したときその他の本システムに登録されたアカウントの整備のためにシステム利用者のアカウントを再度登録する必要があり、当該事象が発生した後、システム利用者が最初に本システムへログインした場合は、システム利用者は内閣総理大臣及び機構に対して、前二条の規定に準じてアカウントを再度登録するために必要な手続を行うことについて同意したものとみなします。

（代理人の登録）

- システム利用者が、本システムにより行う操作を第三者に代理させる場合、当該代理を受けて本システムを操作する者は、当該代理権を設定した範囲内のすべての権限を代理するものとみなします。
- システム利用者が、第三者との間の代理関係を変更又は終了する場合、当該システム利用者は、必要に応じ本システム上で、遅滞なく必要な操作を行うものとする。
- 前項の操作の遅延により、システム利用者本人若しくは他の第三者に損害が生じた場合、本システムを所管する内閣府番号制度担当室は一切の責任を負わないものとする。

（システムに関する知的所有権）

- 内閣府番号制度担当室がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物（本利用規約及び本システムの取扱マニュアル等を含みます。以下同じ。）に関する著作権及び著作者人格権並びにそれに含まれるノウハウ等の知的所有権は、内閣府番号制度担当室に帰属します。
- システム利用者は、本システムの利用に際し、内閣府番号制度担当室がシステム利用者に提供する一切のプログラム又はその他の著作物を次の各号のとおり取り扱うものとする。
- 本利用規約に従って本システムを利用するためにのみ使用すること。
- 複製、改変、編集、頒布等を行わず、また、リバースエンジニアリングを行わないこと。
- 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与・譲渡し、又は担保の設定をしないこと。
- 内閣府番号制度担当室又は内閣府番号制度担当室が指定する者が表示した著作権表示又は商標表示を削除又は変更しないこと。

（利用可能時間及び利用の停止等）

- 本システムの利用可能時間は、原則として24時間365日とします。
- ただし、本システムから提供する情報の提供元となる行政機関等のシステムの運転状況等により、求めた情報が提供できない場合があります。
- 内閣府番号制度担当室は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、システム利用者に対し、事前にマイナポータルに掲載して、システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるとします。ただし、緊急を要する場合は、掲載することなく本システムの利用の停止、休止又は中断をすることができるとします。
- 機器等のメンテナンスが予定される場合
- 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又は本システムの重大な障害が発生した場合
- その他、内閣府番号制度担当室において、本システムの利用の停止、休止又は中断が必要と判断した場合
- 内閣府番号制度担当室は、本システムの利用が著しく集中した場合には、本システムの利用を制限することができるものとする。

（環境条件）

第10条 システム利用者が本システムを利用する際の環境条件は、マイナポータルウェブサイトに掲載する条件とします。

（禁止事項）

- システム利用者は、本システムの利用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはなりません。
- 本システムを本来の目的以外の目的で利用すること。
- 本システムに対し、不正にアクセスすること。
- 本システムの管理及び運営を故意に妨害すること。
- 本システムに対し、ウイルスに感染したファイルを故意に送信すること。
- 法令若しくは公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為をすること。
- その他、本システムの運用に支障を及ぼす行為又はそのおそれのある行為をすること。

2 内閣府番号制度担当室は、システム利用者が前項各号のいずれかに該当する行為を行った場合又は行うおそれがあるとも認められた場合は、事前に通知することなく、本システムの利用を停止させることができるとします。

（システム利用者の設備等）

第12条 システム利用者は、本システムを利用するために必要なすべての機器（ソフトウェア及び通信手段に係るすべてのものを含みます。）を自己の負担において準備するものとする。その際、必要な手続は、システム利用者が自己の責任で行うものとする。

2 システムを利用するために必要な通信費用、電子証明書を取得又は更新するための費用その他本システムの利用に係る一切の費用は、システム利用者の負担とします。

（免責事項）

- 内閣府番号制度担当室は、本システムの利用及び利用できないことによりシステム利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとする。
- 内閣府番号制度担当室は、本システムの利用の停止、休止、中断若しくは制限又は通信回線の障害等により発生したシステム利用者又は他の第三者が被った損害について一切の責任を負わないものとする。
- 内閣府番号制度担当室は、本システムの利用に際しマルウェア感染等で生じた被害について、責任を負いません。

（利用規約の改正）

- 内閣府番号制度担当室は、必要があると認めるときは、システム利用者に対し事前に通知を行うことなく、いつでも本利用規約を改正することができるものとする。
- 内閣府番号制度担当室は、本利用規約の改正を行った場合には、遅滞なくマイナポータルに掲載し公表するものとする。
- 前項の公表後に、システム利用者が本システムを利用するときは、システム利用者は改正後の利用規約に同意したものとみなされます。

（準拠法及び合意管轄裁判所）

- 本利用規約には、日本法が適用されるものとする。
- 本システムの利用に関連して内閣府番号制度担当室とシステム利用者間に生ずるすべての訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めます。